

広島県告示第九百八十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八條第八項の規定によつて、昭和五十三年広島県告示第九〇九八号で指定した次の鳥獣保護区は、令和六年十月三十一日指定を解除する。

令和六年十月二十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

八国見山鳥獣保護区